

知事コメント

沖縄防衛局から申請のあったサンゴの特別採捕許可申請については、県は、「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定するなど、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』に則り適切に作業を行うこと。」を条件に、7月28日に許可処分を行いました。

しかしながら、昨日、沖縄防衛局は、高水温で台風がいつ襲来してもおかしくない時期であるにも関わらず、サンゴの移植作業を開始しました。

このような行為は、ただでさえ高くないサンゴの生残率を、ますます低下させる行為であり、水産資源保護法の趣旨に反するだけでなく、今回の関与取消訴訟の判決にも反していると言わざるを得ません。

そのため、本日、直ちにサンゴの移植作業を中止するよう、沖縄防衛局に対して行政指導を行ったところでありますが、沖縄防衛局からはこれに従わない旨の回答があったことから、本日付で、許可処分を撤回することといたしました。

なお、特別採捕許可の附款につきましては、沖縄県漁業調整規則の規定に基づき条件を付けたものであり、これを遵守しない沖縄防衛局に対して、許可処分を撤回することは同規則に基づく適切な処分であります。

県としましては、法令の規定に基づき、適切に対応してまいりますので、県民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年7月30日

沖縄県知事 玉城 デニー